

年度 神戸市 国民健康保険料のお知らせ(納入通知書) 1枚目

被保険者番号
※お問い合わせ時は、上記の被保険者番号をお伝えください

神戸市長

保険料額(①+②)
変更前の額(参考)

<宛名>

原則として、納付義務者(世帯主)の方の住所・氏名が記載されています。
世帯主が国保未加入の場合でも、納付義務者は世帯主になります。

<被保険者番号>

世帯ごとに割り振られている番号です。お問い合わせの際には、この番号をお伝えください。

<保険料額>

今回決定した年間保険料額です。
保険料に変更があった場合は、「変更前の保険料額」が参考記載されます。

1. お知らせの理由

納入通知書の送付理由が記載されます。
(例) 新年度の保険料です
国民健康保険の加入または脱退のため
国民健康保険の被保険者の資格内容に変更があったため
所得の決定または変更があったため

2. 期別保険料

納期ごとの支払額が表示されます。印字された納付方法(下記のいずれか)で納付してください。
・納付書払い 「同封の納付書で納めてください。」
・口座振替 「金融機関より各月の27日に口座振替されます。」
・年金からの特別徴収 「年金から特別徴収により天引きされます。」

<普通徴収額>

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の納期限が表示されています。
6月請求分が「6月期」、7月請求分が「7月期」、・・・、3月請求分が「3月期」という表記になっています。
※4月・5月の保険料も発生しますが、納付開始は6月からとなります(通常、年間保険料(4月～翌年3月の12カ月分)は、6月～翌年3月の「10回」で納付します)。

<特別徴収額>

特別徴収(年金からの引き去り)の対象となる場合は、ここに特別徴収の情報が記載されます。特別徴収は偶数月に徴収するので、偶数月のみ金額が表示されます。

参考: 月別保険料

決定された年間保険料について、月あたりの保険料額を記載しています。医療分・支援金分・介護分で分かれて記載されます。「月別保険料」の合計額と「期別保険料」の合計額は一致します。

1 お知らせの理由 このお知らせは、下記の理由により作成しました

理由記載欄

2 期別保険料 各納期に納めていただく保険料です

ここに納付方法が印字されています

普通徴収額

期別	納期限	決定額(円)	変更前(参考)(円)
4月期	4月末日		
5月期	5月末日		
6月期	6月末日		
7月期	7月末日		
8月期	8月末日		
9月期	9月末日		
10月期	10月末日		
11月期	11月末日		
12月期	12月末日		
1月期	1月末日		
2月期	2月末日		
3月期	3月末日		
合計		①	

※期別保険料額は、各納期の保険料が均等になるように割り振っています ※特別徴収開始年度は、9月期までは普通徴収で納めていただきます
※今年度75歳になられる方が世帯におられる場合は、裏面「今年度に40歳・65歳・75歳になられる方へ」の3.をご覧ください

特別徴収額 年金からの引き去り

期別	決定額(円)	変更前(参考)(円)
4月期		
6月期		
8月期		
10月期		
12月期		
2月期		
合計	②	

翌年度

期別	決定額(円)
4月期	
6月期	
8月期	

月ごとの納付額

月あたりの保険料

参考: 月別保険料 1カ月あたりの保険料額です

	医療分(円)	後期支援金分(円)	介護分(円)	月額保険料(円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				

	医療分(円)	後期支援金分(円)	介護分(円)	月額保険料(円)
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
年額保険料				

※各納期に納めていただく保険料は上記 2 期別保険料をご覧ください

保険料の明細

加入されている方の情報

3 世帯保険料

年度の世帯ごとの保険料です

軽減割合	算定用所得	A	B	C	D	E	F	G	D-E-F
		所得割額 (円)	均等割額 (円) / 人数	平等割額 (円) / 月数	計算保険料額 (円) / A+B+C	子ども軽減・緩和措置額	減免額	保険料額	
前	医療分								
回	後期支援金分								
増	医療分								
減	後期支援金分								
今	医療分								
回	後期支援金分								
	介護分								

※年度の途中に加入人数や算定用所得額に異動がある場合は、月割計算のためにそれぞれの計算式から得た額と一致しないことがあります

保険料率 (年度)	所得割率 (算定用所得%)	均等割額 (×人数)	平等割額 (円) (世帯)	最高限度額 (円)
医療分				
後期支援金分				
介護分				

4 被保険者の資格状況

毎月1日(休日の場合は翌営業日)の情報から作成しています

上段:被保険者の氏名 下段:生 年 月 日	資格状況 (上段:医療) △印は、給与所得特別該当月 (下段:介護) △印は、介護保険第2号の資格取得予定月												所得割算定用所得 (円)	上段:給与所得 (円) 中段:年金所得 (円) 下段:その他所得 (円)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			月数

※前年の所得が判明していない方については、所得割算定用所得欄が空欄になっています。現在、調査中または前住所地へ照会中ですが今後、所得が判明次第、保険料額を変更した国民健康保険料のお知らせ(納入通知書)をお送りしますのでご了承ください

5 神戸市独自の所得控除の適用状況

被保険者の氏名	基礎控除後の所得	神戸市独自控除額	神戸市独自控除の内訳 ^(※1)

(※1) 神戸市独自控除の内訳については、裏面「神戸市独自所得控除廃止に伴う緩和措置について」をご覧ください

特別徴収義務者 義務者氏名	特別徴収対象年金
------------------	----------

5. 神戸市独自の所得控除の適用状況

対象世帯には「別紙 緩和措置額の内訳」が同封されていますので、詳細はそちらを参照ください。

3. 世帯保険料

保険料計算の明細表です。上段が前回(変更前)の金額、下段が今回(変更後)の金額です。

<軽減割合>

法定減額の対象(前年中の所得が一定基準以下)となった場合に、適用された割合が記載されます。
※前年中の所得が一定基準以下の場合でも、所得未申告の場合(「4. 被保険者の資格状況」の所得割算定用所得が空欄になっている場合)は、軽減の適用がされていない場合があります。なお、世帯に一人でも未申告の方がいた場合は、未申告世帯として扱われますので、法定減額は適用されません。

<算定用所得>

国民健康保険に加入している方全員の算定用所得の合計が記載されています。
※算定用所得とは、総所得金額等から基礎控除額(43万円)を引いた金額です。

<A 所得割額>

世帯の所得割額が記載されています。前年の所得に応じて課される保険料です。
「算定用所得」×「所得割率」で計算します。

<B 均等割額>

世帯の均等割額が記載されています。均等割は、世帯の加入者数に応じて課される保険料です。「1人あたり均等割額」×「被保険者数」で計算します。
なお、法定減額の対象世帯の場合は、軽減適用後の金額が記載されます。

<C 平等割額>

世帯の平等割額が記載されています。世帯に対して、加入者数にかかわらず一定額が課される保険料です。なお、法定減額の対象世帯の場合は、軽減適用後の金額が記載されます。

<D 計算保険料額>

「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合計した金額です。この計算保険料額に、緩和措置額および減免額を引くことで、保険料額を計算します。

<E 緩和措置額>

神戸市独自の控除が適用される場合に、医療分・支援金分・介護分で分かれて控除額が記載されます。

<F 減免額>

申請により適用された減免額が、医療分・支援金分・介護分で分かれて記載されます。
※非自発的失業軽減が適用された世帯は、給与所得金額を30/100にした金額で算定用所得を計算していますので、ここには表示されません。

<G 保険料額>

決定した保険料額が、医療分・支援金分・介護分に分けて記載されます。「D-E-F」で計算します。

4. 被保険者の資格状況

当該年度における国民健康保険の加入者の氏名・生年月日が記載されます。

(資格状況の上段)

資格を有する月は「○」	非自発的失業者に該当する月は「◇」	未就学児に該当する月は「□」
産前産後軽減に該当する月は「▽」	産前産後軽減対象者かつ非自発的失業者に該当する月は「☆」	

(資格状況の下段)

40歳到達予定月以降は「△」

<所得割算定用所得>

所得割算定用所得が空欄になっている場合は、「他都市に所得を照会中(市外転入のみ)」「所得未申告」のいずれかです。所得未申告の人は「所得状況の回答書」を提出してください。

<加入者ごとの所得金額>

上段・中段・下段のそれぞれの所得を合計したもの(総所得金額等)から、基礎控除額(43万円)を引いた金額が、所得割の算定用所得です。(※非自発的失業者に該当する場合を除く。)